

令和8年1月9日

原村長 牛山 貴広 様

原村特別職報酬等審議会  
会長 篠原 仁志

特別職の報酬額等の改定について（答申）

令和7年12月22日付けで諮問がありました村議会議員の議員報酬の額並びに特別職の職員の給料及び報酬の額の改定について、慎重に審議した結果、次の結論に達したので、ここに答申します。

答 申

1 村議会議員の議員報酬の額について

(1) 村議会議員の議員報酬の額

区分	現行（月額）	答申（月額）	増減額等
議長	259,000 円	284,000 円	25,000 円
副議長	201,000 円	221,000 円	20,000 円
常任委員長及び 議会運営委員長	194,000 円	212,000 円	18,000 円
議員	183,000 円	201,000 円	18,000 円

(2) 改正期日

令和8年5月1日

2 村長、副村長及び教育長の給料の額について

(1) 村長、副村長及び教育長の給料の額

区分	現行（月額）	答申（月額）	増減額等
村長	703,000 円	720,000 円	17,000 円
副村長	588,000 円	593,000 円	5,000 円
教育長	516,000 円	533,000 円	17,000 円

(2) 改正期日

令和8年4月1日

3 非常勤特別職の報酬の額について

(1) 非常勤特別職の報酬額

職名		現行	答申	増減額等
教育委員会	教育長職務 代理者	月 23,800 円	月 23,800 円	据置き
	委員	月 21,600 円	月 21,600 円	据置き
農業委員会	会長	月 29,700 円	月 29,700 円	据置き
	職務代理	月 21,900 円	月 21,900 円	据置き
	委員	月 21,500 円	月 21,500 円	据置き
	農地利用最 適化推進委 員	月 21,500 円	月 21,500 円	据置き
選挙管理委員会	委員長	月 17,500 円	月 17,500 円	据置き
	委員	月 15,000 円	月 15,000 円	据置き
監査委員	議会選出	月 20,200 円	月 20,200 円	据置き
	識見を有す る者	月 33,100 円	月 33,100 円	据置き
福祉委員協議会	会長	年 130,000 円	年 130,000 円	据置き
	副会長	年 105,000 円	年 105,000 円	据置き
	委員	年 103,000 円	年 103,000 円	据置き
消防団	団長	年 214,000 円	年 214,000 円	据置き
	副団長	年 144,000 円	年 144,000 円	据置き
	分団長	年 101,000 円	年 101,000 円	据置き
	副分団長	年 63,700 円	年 63,700 円	据置き
	ラッパ長	年 60,200 円	年 60,200 円	据置き
	副ラッパ長	年 47,800 円	年 47,800 円	据置き
	班長	年 47,800 円	年 47,800 円	据置き
	団員	年 36,500 円	年 36,500 円	据置き
上記以外の非常 勤特別職	会長又は委 員長	日 6,300 円	日 6,300 円	据置き
	委員	日 6,000 円	日 6,000 円	据置き

## (2) 消防団員の出動報酬（据置き）

消防団員が災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）、警戒、訓練等の職務に従事したときは、この表に定める報酬のほか、次の各号に掲げる職務に応じて、当該各号に定める額を出動報酬として支給するもの。

(1) 災害の場合 1日につき 8,000 円（1日当たりの従事時間が4時間未満の場合は、4,000 円）

(2) 団長の命による警戒又は訓練等の場合 1回につき 1,000 円以内で、村長が定める額

## 審議経過等

### 1 はじめに

令和7年12月22日に村長から本審議会に対し、特別職の報酬等の額について諮問書が提出された。

諮問内容は、村議会議員の議員報酬、村長、副村長及び教育長の給料並びに非常勤特別職の報酬額のあるべき水準について、本村を取り巻く社会経済状況等を踏まえ、村民の理解が得られるものとするために、本審議会へ意見を求められたものである。

### 2 審議経過

今回の審議については、村議会からの提出資料、人事院勧告の内容、当村の財政状況、村民感情等を考慮しつつ、また、全国町村会発行の町村長等の給料月額調査結果（令和7年4月1日現在）により県内団体の報酬額等を参考にし、様々な角度から、各委員がそれぞれの各種団体等の代表として、公平・公正な姿勢を念頭に置きながら慎重に審議を行った。

#### 【審議会の開催状況】

第1回審議会 令和7年12月22日

### 3 項目ごとの検討

#### (1) 村議会議員の議員報酬の額について

村議会議員の議員報酬の額については、平成16年の改定以降、本審議会が審議

された経過はあるが額の改定には至っていない。直近では、令和4年10月に会議を開催したところであるが、当時の新型コロナウイルス感染症やエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響による先行きが見通せない社会経済情勢と村税収入の落ち込みや地域経済停滞の懸念により据置きとなった。

県内58町村の平均とほぼ同水準となっており、人口5,000人以上10,000人未満の15町村の平均よりやや低い水準となっている。

今回は、白紙諮問であるが議会から資料の提出があり、報酬を算出するにあたり、これまでの類似団体や近隣町村との比較によることなく、議員の活動状況から算定する原価方式の算出方法について示された。併せて、現在の村議会議員全員の年間活動日数が示され、全議員、最大最小議員を除いたもの、最小議員により算出された報酬月額が示された。なお、議員定数については、資料により全国平均と同水準であることが確認された。

まずは、議員報酬を引上げることについて審議し、現在の経済状況等を勘案し引上げは適当であるとの決定がされた。続いて、引上げ額について審議がされ、審議の過程で、原価方式の算出方法の考え方は理解できるが、原価方式により算出された報酬月額を示されても判断が難しいという意見、全国の類似団体の平均（県内に類似団体が存在しないため）を参考にすることは区分ごとに増減率が一定でなく理由に乏しいという意見、上げることは良いと思うが富士見町を越えない範囲でどうか等の意見が出され、意見を総合的に判断し全区分において現在から1割増が適当という結論に至った。改正時期については、諮問のとおり令和8年5月1日で妥当とした。

## (2) 村長、副村長及び教育長の給料の額について

村長、副村長及び教育長の給料の額についても、平成16年の改定以降、本審議会で審議された経過はあるが額の改定には至っていない。直近の令和4年10月の会議において、議員報酬と同様に当時の新型コロナウイルス感染症やエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響による先行きが見通せない社会経済情勢と村税収入の落ち込みや地域経済停滞の懸念により据置きとなった。

県内58町村の平均及び人口5,000人以上10,000人未満の15町村の平均とほぼ同水準となっている。

今回は、全国の類似団体の平均（県内に類似団体が存在しないため）と同額とする引上げ改定が諮問された。

まずは、村長、副村長及び教育長の給料の額を引上げることについて審議し、議員報酬と同様に現在の経済状況等から賛成多数で引上げが適当であるとの決定がされた。続いて、引上げ額について審議がされ、審議の過程で、諮問の全国の

類似団体の平均をそのまま使うことは、議員報酬の検討と取り扱いが異なるので相応しくないのではという意見があり、それを踏まえ、全国類似団体の町村長の平均月額との差4.8%から勘案し一律4%引上げとしてはどうかとの意見、全国類似団体の平均と県内類似団体（＝当村）との中間の額としてはどうかとの意見が出され、賛成多数で全国類似団体の平均と県内類似団体（＝当村のみ）との中間の額が適当との結論に至った。改正時期については、諮問のとおり令和8年4月1日で妥当とした。

### （3）非常勤特別職の報酬の額について

非常勤特別職の報酬の額については、複雑、高度化する職務の内容及びその職責を踏まえ審議し、諏訪地域内の自治体とほぼ同水準であることから、諮問のとおり据え置きが妥当であるという結論に至ったものである。

## 4 付帯意見

審議会における議論の中で、次のとおり、意見・要望等があったことを付言する。

- ・今回は、長年にわたり据置きとされてきた議員報酬と村長、副村長及び教育長の給料について引上げ改定とした。今後の本審議会の開催については、社会情勢、経済状況、法改正などを踏まえ随時開催を検討していくことを望む。

## 5 おわりに

新型コロナウイルス感染症が収束し、社会経済状況も上向いているものの、物価高騰により住民生活に影響を及ぼしている一面もある。そうした中で、議員は村民の代表として、また、村長等は村政運営の責任者として、住民感情に気を配り村民とともに歩んでいくことを期待するところである。

今回の審議においては、人事院勧告における一般職職員の給与の引上げ改定及び期末・勤勉手当の支給月数の引上げや長野県最低賃金の引上げ、一般企業における全国的な賃金の増加傾向の状況から判断し、長年にわたり据置きとされてきた議員報酬と村長、副村長及び教育長の給料について引上げ改定とした。

特別職においては、近隣市町村の状況を踏まえて据置きとしたが今後も村民の気持ちに寄り添うとともに、具体的な行動において示すことにより、村民の納得を得るよう努められたい。

最後に、議員並びに村長、副村長及び教育長に対し、今後の本村の発展と村民福祉向上のためになお一層のご尽力を期待する。

令和7年第1回原村特別職報酬等審議会 委員名簿

氏 名	選出区分	備 考
篠原 仁志	税理士	会長
長田 秀夫	司法書士	会長職務代理者
牛山 晋一	原村区長会 会長	(欠席)
牛山 徳康	原村商工会 会長	
篠原 万郎	農業経営士	
篠原 ゆかり	信州諏訪農業協同組合 理事	
田口 夕季	原村女性団体連絡協議会 会長	
森 由美子	原村消費者の会	
矢崎 増男	社会保険労務士	
山田 智史	諏訪信用金庫原支店 支店長	